

山口県文書館条例（原文縦書き）

昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十六号

（設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

（名称及び位置）

第二条 前条の文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県文書館	山口市

（業務）

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行うこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行うこと。
- 五 文書及び特定歴史公文書(山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第一号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされる同条第二項に規定する文書等及び同条例附則第三項に規定する既存の簿冊等を含む。以下同じ。)に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行うこと。
- 八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

（職員）

第四条 文書館に館長、事務職員その他の職員を置く。

（文書の収集）

第五条 文書館は、次に掲げるところにより文書の収集を行う。

- 一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入れ
  - 二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入
- 2 前項各号において原本により難い場合には、その複写又は複製による。

（利用の手続）

第六条 文書館の文書を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(資料の弁償)

第七条 前条の規定により文書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、文書館の文書を亡失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもつてその損害を弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(利用の取消し)

第八条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、文書の利用を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則等に違反したとき。
- 二 館長の指示に従わないとき。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 山口県文書館設置条例(昭和三十四年山口県条例第四号)は、廃止する。

附 則(昭和四八年条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四章第一節(第三十三条第四項及び第三十四条第三号を除く。)の規定及び附則第十一项中山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)第三条の改正規定(同条第一号の改正規定、同条第五号の改正規定(「行なう」を「行う」に改める部分を除く。))及び同条に次の一号を加える改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。